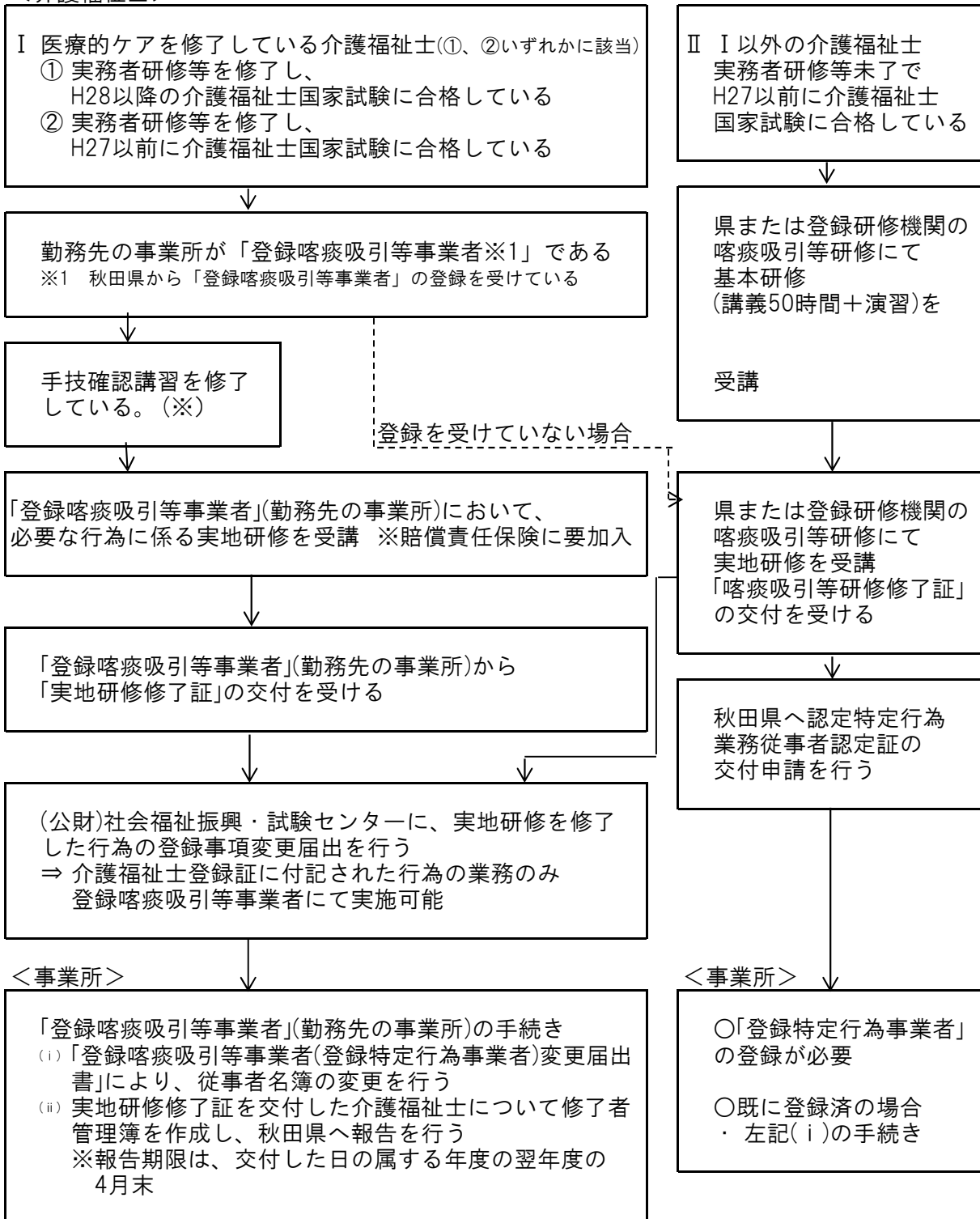


介護福祉士が勤務事業所において喀痰吸引等を行うまでの流れ

※介護福祉士が喀痰吸引等業務を行うためには実地研修を修了する必要があります。
条件が整っている場合は、勤務している事業所での実地研修修了も可能です。

<介護福祉士>



●注意事項●

以下の場合、登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・ 実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・ 介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合
→ 登録事業者の取消等の処分(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7)
- ・ 介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合
→ 介護福祉士等の信用失墜行為の禁止(同法第45条)

※痰吸引等の行為が安全に行われるため、手技確認講習の受講をお願いしております。